

## 高齢者紙おむつ支給事業の見直しについて

高齢者紙おむつ支給事業について、厚生労働省から支給対象者の要件を見直す旨の連絡があり、本市も厚生労働省の見直し要件に合わせて、令和3年度に高齢者紙おむつ支給事業の対象者見直しを行います。

### 1. 内容

(1) 新規申請者の支給要件の変更(令和3年4月から)

①要介護4・5の人

②要支援1～要介護3で要介護認定調査時の「排尿・排便」に関する項目が「介助」または「見守り等」に該当する人を対象とします。

(2) 全受給者の所得要件の導入(令和3年7月から)

市民税が課税されている人は対象外とします。

### 2. 対象外となる見込み人数

令和元年の所得で試算したところ、令和2年度末の利用見込み者4,413人のうち、市民税本人課税である1,182人(26.8%)の人が支給対象外となります。

### 3. 現行と見直し後の対象者要件の比較

区 分	現 行	見 直 し 後
新規申請者の 要介護度要件 令和3年4月～	要介護3～5 要介護1・2の場合は、医師の証明が必要 ※要支援1・2は対象外	要介護4・5 要支援1～要介護3は、要介護認定における認定調査票の「排尿」又は「排便」の項目が「介助」又は「見守り等」に該当する者
全受給者の 所得要件 令和3年7月～	無	有(受給者が市民税非課税)

### 4. 今後の予定

令和3年4月に既存の受給者へ「支給要件見直しのお知らせ」を送付し周知するほか、居宅介護支援事業所など関係する事業者等に見直しについて周知を行います。